

全難言協役員事業部員一覧

道言協役員一覧

講師・コーディネーター一覧



令和4(2022)年度 全難言協 役員 事業部員

会長	鈴木 聰 (東京都世田谷区立駒沢小学校校長)
副会長	渡會 朋広 (北海道千歳市立緑小学校校長) 増田 好範 (東京都足立区立千寿本町小学校校長) 内河水穂子 (埼玉県さいたま市立ひまわり特別支援学校校長) 栗木利江子 (熊本県熊本市立壺川小学校教諭) 牟岐茂里雄 (岩手県八幡平市立大更小学校指導教諭)
会計監査	岩田 直代 (埼玉県川口市立鳩ヶ谷小学校校長) 坂入 俊夫 (茨城県八千代町立安静小学校校長) 高橋 和雄 (千葉県大網白里市立増穂北小学校校長)
理事	各都道府県より選出
賛助会員	小川 昭子 (小川再治研究協賛会 会長)
顧問	奥山 和宏 佐藤 安正 河畠美智子 岩谷 力 松村 勘由 萩野三智子 粟飯原 誠 寺崎 晶子 長谷川和恵
ブロック代表	
①北海道	森實 啓之校長 (北海道札幌市立前田小学校)
②東北	千葉 勝校長 (北海道札幌市立ひばりが丘小学校)
③関東	下境 一浩校長 (青森県青森市立長島小学校)
④甲信越	白鳥 貴文校長 (青森県青森市立長島小学校)
⑤東海	佐藤 雅次 (群馬県渋川市立渋川中学校)
⑥北陸	中澤かおり (長野県佐久市立中込小学校)
⑦近畿	青木 教美 (静岡県静岡市立番町小学校)
⑧中國	辻 和枝 (石川県金沢市立社の里小学校)
⑨四国	國友 信一 (滋賀県長浜市立長浜小学校)
⑩九州	大屋 裕二校長 (島根県邑智郡邑南町瑞穂小学校)
	高橋 良治 (島根県出雲市立大社小学校)
	高橋 知子 (宮崎県宮崎市立宮崎小学校)

<庶務・会計部>	部長	福井 貞司 石山 由香・館田美弥子 高木かおり・杉山 恵 星川 則子	(世田谷区立駒沢小学校) (世田谷区立駒沢小学校) (世田谷区立駒沢小学校) (江戸川区立中小岩小学校)
<研究部>	部長	大井 梨絵 阿部 厚仁・稻田 由佳 北沢 真奈 長瀬 和美 大久保晴美・成松 裕美 内藤かのこ 会田ひかる 與倉 秀俊 白井 直美 伊東 香織 大河内裕子 田中 涼子 金田 有未 木本 由貴	(足立区立弥生小学校) (世田谷区立烏山北小学校) (世田谷区立烏山北小学校) (練馬区立旭丘小学校) (練馬区立石神井小学校) (文京区立金富小学校) (練馬区立大泉小学校) (豊島区立池袋小学校) (北区立赤羽小学校) (江戸川区立清新第一小学校) (立川市立第八小学校) (渋谷区立神南小学校) (台東区立黒門小学校) (江東区立南陽小学校)
<調査・対策部>	部長	我謝佳奈美 依田広太郎 櫻澤 浩人・加藤 智 浅田 華苗 伊勢紗希子 笠井 正隆 濱野 唯 小瀬川智一・権代 妙子 三輪えりか	(杉並区立高井戸第四小学校) (大田区立御園中学校) (稲城市立向陽台小学校) (稲城市立向陽台小学校) (三鷹市立南浦小学校) (世田谷区立砧小学校) (府中市立住吉小学校) (板橋区立高島第六小学校) (目黒区立東根小学校)
<広報部>	部長	小俣美佳子 折田 静香 山口 裕子 熊坂 晃良・藤井恍志郎 田村 莉奈 渡部 みなみ	(三鷹市立南浦小学校) (調布市立上ノ原小学校) (立川市立第七小学校) (青梅市立河辺小学校) (青梅市立河辺小学校) (埼玉県川越市立霞ヶ関小学校)
<情報ネットワーク部>	部長	榎並健之介 堀川 恭道 新井 昭生 古谷 充 西田 立郎	(台東区立黒門小学校) (座間市立座間小学校) (春日部市立豊春小学校) (元 周南市立勝間小学校) (元 白岡市立篠津小学校)

北海道言語障害児教育研究協議会2022年度役員

会長	札幌市立前田小学校長	森實 啓之
副会長	札幌市立篠路小学校長	加藤 勝宏
監査	札幌市立中央小学校長	紺野 宏子
	札幌市立元町小学校長	山縣 昌志
理事	函館市立日吉ヶ丘小学校	山本 久美
	伊達市立伊達小学校	刀祢 由佳
	北広島市立緑ヶ丘小学校	布川美千代
	小樽市立朝里小学校	田畠 牧子
	札幌市立元町小学校	石川 早苗
	三笠市立三笠小学校	川平 由里子
	音更町立音更小学校	佐藤 則子
	釧路市立共栄小学校	松崎 真紀
	剣淵町立剣淵小学校	大武 敦史
	苦前町立苦前小学校	富重 彰
	大空町立女満別小学校	高川 康
	恵庭市立恵み野小学校	星 健志
研究部部長	岩見沢市幼児ことばの教室	高橋 謙
〃副部長	小樽市立朝里小学校	高橋繪理子
組織部部長	室蘭市立みなと小学校	福士佳奈子
〃副部長	札幌市立琴似小学校	小林理恵子
広報部部長	美瑛町立美瑛小学校	石塚 雅子
〃副部長	札幌市立真駒内桜山小学校	安達 陽子
庶務部部長	札幌市立真駒内桜山小学校	武部 紘子
〃副部長	札幌市立南月寒小学校	濱崎 健
事務局長	札幌市立南月寒小学校	千葉 千穂
事務局次長	札幌市立ひばりが丘小学校	松澤 史子
	札幌市立元町小学校	荒木 里奈
	札幌市立ひばりが丘小学校	平山 明香

講師・コーディネーター 一覧

(敬称略)

- 広島大学 川合 紀宗
キャンパス国際化担当 副理事
大学院人間社会科学研究科附属特別支援教育実践センター長
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 言語障害教育研究班 滑川 典宏
- 北海道教育大学大学院教育学研究科 教職大学院 特任教授 小野寺 基史
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 牧野 泰美
研究企画部上席総括研究員(兼)部長
- 元埼玉県白岡市立篠津小学校教諭 西田 立郎
言語聴覚士
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 久保山 茂樹
インクルーシブ教育システム推進センター 上席総括研究員(兼)センター長
- 東北福祉大学教育学部教育学科 教授 大西 孝志
- 北海道教育大学札幌校 教授 平野 直己

全難言協會則
道言協會則



全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会会則

第一章 総 則

- 第1条 この会は、全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会（全難言協と略す）といい、事務局を会長の指定する学校におく。
- 第2条 この会は、全国公立学校難聴・言語障害教育研究会相互の緊密な協調を保ち、もって、難聴・言語障害教育の振興発展を図ることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
なお、学級とは通級による指導の場を含む。
1. 全国公立学校難聴・言語障害教育研究会の連絡提携に関すること。
 2. 全国公立学校難聴・言語障害学級及び通級指導教室の運営に関すること。
 3. 難聴・言語障害学級及び通級指導教室担当の教職員の研究・研修に関すること。
 4. 難聴・言語障害教育振興のための調査研究に関すること。
 5. 難聴・言語障害学級及び通級指導教室担任の確保と地位待遇に関すること。
 6. 他の特別支援学級および諸団体との連絡提携に関すること。
 7. その他、この会の目的達成に必要な事業に関すること。

第二章 組 織

- 第4条 この会は、都道府県公立学校難聴・言語障害教育等に関わる者をもって組織する。但し設置学校単位等をもって加入することができる。

第三章 役 員

- 第5条 1. この会は、次の役員をおく。
- (1) 会長 1名 (2) 副会長 5名 (3) 理事若干名 (4) 会計監査 3名
 2. 理事は、都道府県または地区より 2~3 名とする。
 3. 会長・副会長および会計監査は理事会において会員中から選出して、総会に報告し、承認を得るものとする。

第6条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

 1. 会長は、この会を代表し会務を統理する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
 3. 理事は、この会の事業を推進する。
 4. 会計監査は、この会の経理を監査する。

第7条 この会に顧問をおくことができる。顧問はこの会の重要事項の諮問に応ずる。

第8条 この会の役員の任期は 2 年とする。但し重任を妨げない。役員に欠員が生じたときは補充することができる。欠員の補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 機 関

- 第9条 1. 総会は、最高の決議機関で、会員をもって構成し、年 1 回定期に開くものとする。但し必要あるときは、臨時に開くことができる。
2. 総会においては、次の事項を協議する。
- (1) 本会の事業 (2) 予算の審議決定 (3) 決算の報告承認

(4) 会則の改正 (5) その他必要な事項

3. 総会が開き難い場合は、理事会をもってこれに代えることができる。
但し、次の総会で承認を得るものとする。

第10条 1. 理事会は、総会に次ぐ議決機関で、理事をもって構成し、会長が招集する。

2. 理事会は、次の事項について協議し事業の推進に当たる。

- (1) 総会で決定された事項執行
- (2) 総会への提案事項作成
- (3) 緊急を要する事項の処理

第11条 この会の会議は、出席者の過半数の同意をもって決するものとする。

第12条 1. この会は、事業推進のため、次のブロック代表及び事業部をおく。

ブロック代表

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 北海道ブロック代表 | (2) 東北ブロック代表 |
| (3) 関東ブロック代表 | (4) 甲信越ブロック代表 |
| (5) 東海ブロック代表 | (6) 北陸ブロック代表 |
| (7) 近畿ブロック代表 | (8) 中国ブロック代表 |
| (9) 四国ブロック代表 | (10) 九州ブロック代表 |

事業部

- | | | |
|------------|---------------|------------|
| (1) 庶務・会計部 | (2) 研究部 | (3) 調査・対策部 |
| (4) 広報部 | (5) 情報ネットワーク部 | |

2. ブロック代表及び事業部員は理事会において会員中から推薦し、会長が委嘱する。

第五章 経理

第13条 1. この会の経理は、負担金その他の収入をもって支弁する。

2. 負担金(設置学校等1単位につき年間3,000円)は毎年7月末までに庶務会計部に納める。
3. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

付 則

1. この会の会則の改正は、総会の議決による。
2. この会の運営上の細則を定めることができる。
3. この会は、昭和46年12月9日より施行する。

(昭和50年11月1日 第1条を一部改正)

(昭和53年10月20日 第13条2を一部改正)

(昭和56年10月30日 第5条2, 第8条, 第12条, 第13条, 付則を一部改正)

(昭和60年10月31日 第13条2を一部改正)

(昭和63年5月21日 第13条2を一部改正)

(平成4年5月9日 第4条, 第12条, 第13条2, を一部改正)

(平成5年10月7日 第3条, 第12条, 第13条を一部改正)

(平成8年5月18日 第12条を一部改正)

(平成11年5月15日 第12条を一部改正)

(平成25年5月18日 第3条2, 3, 5 第4条を一部改正)

北海道言語障害児教育研究協議会 会 則

(平成7年9月21日・平成18年9月15日改正・平成19年5月8日改正・平成21年5月8日改正・平成21年11月20日改正・平成22年5月7日改正・平成23年5月13日改正・平成24年5月12日改正・平成25年11月23日改正・平成26年5月10日改正・令和3年4月25日改正)

第 1 条 (名 称)

本会は、北海道言語障害児教育研究協議会と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は、会長の指定する場所におく。

第 3 条 (目 的)

本会は、言語障害児のもつ問題を、教育的側面から研究することにより、本道の言語障害児教育を推進し、その拡大・発展を図ることを目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- | | |
|----------------|-------------|
| 1) 研究大会、研修会の開催 | 3) 研究会誌の発行 |
| 2) 研究調査の実施 | 4) その他必要な事業 |

第 5 条 (会員及び組織)

1) 会 員 : 本会は、言語障害児・難聴児の教育また療育に携わる担当者及びその所属長並びにそれに準ずる者、また本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た者をもつて構成する。

2) ブロック組織 : 本会の事業を推進するために全道を必要なブロックに分け、ブロック毎の研究・協議を行うものとする。ブロック組織は細則による。

3) 運営組織 本会の運営を推進するために、研究部、組織部、広報部、庶務部をおく。

第 6 条 (役 員)

第 1 項 (役員の任務)

本会に、次の役員をおく。

- 1) 会 長 1名 本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長 3名 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 3) 監 査 2名 会務、会計の監査を行う。
- 4) 理 事 各ブロック 1名

理事はブロックの意見を代表し、理事会において議案を審議する。また、総会及び理事会の議決事をブロックにおいて推進する。

5) 部長、副部長、部員

部長、副部長、部員は総会及び理事会の原案を協議し、総会及び理事会の決定に基づき会務を執行する。

6) 事務局長及び事務局次長並びに事務局員

事務局長及び事務局次長並びに事務局員は事務局を構成し、各部に所属して会務を執行する。事務局長は事務局を代表し、その業務を統括する。事務局次長は、事務局長を補佐し、必要があるときはその任務を代行する。

第 2 項 (役員の選出と任期)

1) 会長、副会長、監査は第1回理事会で選出し、総会に報告する。

2) 理事は、ブロックの会員が互選し、それを会長が委嘱する。

3) 部長、副部長、部員(若干名)、事務局長、事務局次長、事務局員は理事会が推薦し、それを会長が委嘱する。

4) いずれも任期は1年とし、再任を妨げない。

第 7 条 (会 議)

本会は、次の会議を会長が招集する。

1) 総 会

総会は本会の最高議決機関で、年1回行う。その他に会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の要請があった場合に行うことができる。総会は、本会の研究推進及び組織と運営について審議する。議事は出席者の過半数で可決する。ただし、会員に直接諮るべき議案がない場合は理事会をもって総会に代えることができる。

2) 理事会

理事会は総会につぐ中間の議決機関である。理事会は、本会の研究推進及び組織と運営について審議する。議事は出席した理事の過半数で可決する。理事会には会長、副会長、監査、理事、部長、副部長、部員、事務局長、事務局次長、事務局員が出席する。

3) 運営委員会及び部会

運営委員会は総会及び理事会の原案を提案し、総会及び理事会の決定に基づき会務を執行する。運営委員会には、会長、副会長、部長、副部長、部員、事務局長、事務局次長、事務局員が出席する。事務局長は、必要に応じて、運営委員会を代表する。部会は必要があるときに開催する。

4) その他の会議

会長が必要と認めた場合又は会員の要請があった場合、必要に応じて行う。

第 8 条 (会計及び会計年度)

1) 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

2) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

付 則

付 則 1 この会則は平成7年9月21日・平成18年9月15日・平成19年5月8日・平成21年5月8日・平成21年11月20日・平成22年5月7日・平成23年5月13日・平成24年5月12日・平成25年11月23日・平成26年5月10日・令和3年4月25日より施行する。

付 則 2 会則の改正は原則として総会で行う。

付 則 3 本会の運営について必要な細則・内規は別に定める。改正は理事会で行う。

細 則

細 則 1 事務局

当面の間、事務局を札幌市立南月寒小学校ことばとまなびの教室（札幌市豊平区月寒西4条8丁目2-1）におく。（令和3年4月より事務局業務開始）

細 則 2 専門委員会

第7条の4)に基づくもののうち、本会の組織・運営のための特別な問題については専門委員会を設ける。委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。専門委員会は活動の報告を行う。

細 則 3 ブロック組織

全道を次のブロックに分割し、研究推進を行なうとともに会務の協議を行う。

- | | | |
|---------------|---------------|----------------|
| (1) 渡島・檜山ブロック | (5) 札幌ブロック | (9) 上川ブロック |
| (2) 日高・胆振ブロック | (6) 空知ブロック | (10) 留萌・宗谷ブロック |
| (3) 石狩ブロック | (7) 十勝ブロック | (11) オホーツクブロック |
| (4) 後志ブロック | (8) 鈎路・根室ブロック | |

運 営 内 規

運営内規1 本会の会費は年間4000円とする。（平成21年4月より）

運営内規2 理事会に理事が欠席する場合、そのブロックから代理者をたてる。

運営内規3 部長・副部長・部員の候補者の検討は、運営委員会がブロックの了解を得て行う。

運営内規4 理事会・運営委員会の議事内容は「道言協通信」を通じて会員に報告する。

運営内規5 会長の招集する会議（総会を除く）の旅費については次のように定める。

- 1) 交通費は、JRを利用するものとして、実費相当額を支給。
- 2) 宿泊費は、JRを利用して会議開始時刻に間に合わない場合支給するものとし、社会情勢と道言協予算を鑑みながら金額を設定する。

運営内規6 会費を2年間滞納している場合、継続の意思がないものと見なし、自動退会とする。

運営内規7 やむを得ない事情により会の活動が難しいと予測される場合において、予算を吟味した上で、その年度の会費を減額することができる。

第51回 全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会 北海道大会
第55回 北海道言語障害児教育研究大会 千歳大会

大会要項

*発行： 第51回 全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会 北海道大会
第55回 北海道言語障害児教育研究大会 千歳大会

[大会事務局]

千歳市立緑小学校言語障害児通級指導教室

〒066-0074 千歳市緑町4丁目4番1号

TEL (0123)24-0777

FAX (0123)23-4108

*発行日： 令和4（2022）年8月

